

議案第 134 号

岩国市行政組織条例を次のように定める。

令和 4 年 11 月 28 日提出

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市行政組織条例

岩国市行政組織条例（平成 21 年条例第 30 号）の全部を改正する。

（部の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。

総務部

総合政策部

市民協働部

文化スポーツ振興部

環境部

福祉部

健康医療部

産業振興部

農林水産部

建設部

都市開発部

（分掌事務）

第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 議会及び行政一般に関する事項
- (2) 広報に関する事項
- (3) 職員に関する事項
- (4) 人権の啓発及び同和行政並びに男女共同参画に関する事項
- (5) 入札及び契約に関する事項
- (6) 公共用地の取得に関する事項
- (7) 防災及び危機管理に関する事項

(8) 他部の主管に属さない事項

総合政策部

- (1) 行政の基本的施策の企画及び調整に関する事項
- (2) 統計に関する事項
- (3) 財政計画及び予算に関する事項
- (4) 財産に関する事項
- (5) 公共交通に関する事項
- (6) 市税に関する事項
- (7) 情報施策に関する事項
- (8) 基地その他重要施策に関する事項

市民協働部

- (1) 市民協働に関する事項
- (2) 地域振興に関する事項
- (3) 広聴に関する事項
- (4) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

文化スポーツ振興部

- (1) 文化芸術に関する事項
- (2) スポーツに関する事項
- (3) 都市交流に関する事項
- (4) 文化財及び博物館に関する事項

環境部

- (1) 環境の保全に関する事項
- (2) 清掃その他環境衛生に関する事項
- (3) 廃棄物の処理及び再利用に関する事項

福祉部

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 公的扶助に関する事項
- (3) 高齢者福祉に関する事項
- (4) 障害者福祉に関する事項
- (5) こども家庭福祉に関する事項

## 健康医療部

- (1) 保健衛生及び健康増進に関する事項
- (2) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関する事項
- (3) 地域医療に関する事項

## 産業振興部

- (1) 商業、工業及び労政に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) シティプロモーションに関する事項

## 農林水産部

- (1) 農業、林業、水産業及び港湾に関する事項
- (2) 流通及び地方卸売市場に関する事項

## 建設部

- (1) 道路、河川その他土木に関する事項
- (2) 下水道に関する事項

## 都市開発部

- (1) 都市計画及び市街地整備に関する事項
- (2) 公園緑地に関する事項
- (3) 建築及び住宅に関する事項

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

「第3次岩国市総合計画」に掲げる主要施策の着実な推進を図るとともに、複雑多様化する行政課題や行政ニーズに対して、より効率的かつ効果的に対応できる体制を整備するため、現在の組織・機構を見直すことに伴い、提案するものである。